

令和8年度福祉局船場分室廃棄文書収集運搬・溶解処理業務委託仕様書

1 案件名称

令和8年度福祉局船場分室廃棄文書収集運搬・溶解処理業務委託

2 概要

発注者が指示する場所から廃棄文書を収集し、溶解処理を行う。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可・業務実施資格者等

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第20条の2に規定する次にあげる登録を有すること。

・廃棄物再生事業者（古紙の再生）

再生事業者として、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けていること。

5 履行期限

令和8年10月30日（金）

6 収集・運搬の業務内容と留意事項

(1) 廃棄文書の数量

約2,000kg（段ボール梱包またはビニール紐による括束済）

上記数量は概算であるため増減する可能性がある

カーボン紙、ファイル類、クリップ、紐等を含む場合がある。

(2) 収集場所

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号（船場センタービル7号館3階）

(3) 収集日、時間、回数

収集日は平日の9時30分から17時00分まで（ただし12時15分から13時00分は除く）の1回とし、契約締結後、協議にて日時を確定する。

(4) 本市の指定する引取場所に置かれている廃棄文書等を車両の駐車場所まで搬出し、運搬車両に積み込む。その際、本市の他業務に支障のないよう配慮すること。

(5) 履行に際してはエレベーター（船場センタービル7号館：最大積載量 2,000kg／入口 横140cm、高さ205cm／かご内 横200cm、奥行210cm、高さ230cm）の使用が可能であるが、専用的な使用は禁止する。

(6) 建物内にある有料地下駐車場に入庫可能な車両は、高さ2.3m以下／車幅2m以内／長さ6m以内／積載量3t以内のものである。

(7) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

(8) 収集完了後は、紙くず等の散乱が残らないよう、現場清掃を実施すること。

7 溶解処理の業務内容と留意事項

(1) 廃棄文書は引取後速やかに溶解処分すること。

再資源化にあたっては関係法令を遵守し、適正処理及び再生利用に努めること。

(2) 受託者が溶解する工場等を保有しておらず、別事業者へ依頼する場合は、別事業者にも当遵守事

項を遵守させること。

- (3) 溶解処理の事前作業として裁断・圧縮・梱包等を実施する際は、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。

8 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務終了後直ちに下記の書類を作成し、発注者へ提出すること。
 - ・「業務完了報告書」
 - ・溶解処理の事実が分かる書類（溶解証明書・リサイクル証明書等）
ただし、「証明書の発行日」、「証明者」、「搬入日」、「搬入業者名」、「溶解日」、「溶解場所」、「溶解する重量」、「溶解する内容」は必須項目とする。

9 遵守事項

- (1) 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。
- (2) 積み込みや積降ろしの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。
- (3) 履行に際しては、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じ、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- (4) 履行中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。履行中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、従事者が職を退いた以後においても同様とする。

10 その他

- (1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。
- (3) 見積金額には、本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 予定数量は、契約期間中における本市の予定数量を示すもので、実際の数量との差異について受託者は異議を申し立てることができないものとする。
- (6) 引き取った文書等の中には、不純物が含まれている場合があるが、不純物については、環境関係法令及び廃棄物関係法令等を遵守し、適切に処分すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、原則として本市の指示に従うこと。
- (8) 履行にあたっては、「大阪市グリーン調達方針（処理）」に記載の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。
- (9) 別紙 特記仕様書及び再委託に関する特記事項に記載の内容を遵守すること。

11 事業担当

大阪市中央区船場中央 3 丁目 7-331 号 船場センタービル 7 号館 3 階
大阪市福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
阿部（06-6241-6540）

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、第 3 項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

- 5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。